

# 建設分野における外国人材の活用 に係る緊急措置について

---

平成26年4月4日(金)  
太田国土交通大臣提出資料

# 基本的な考え方

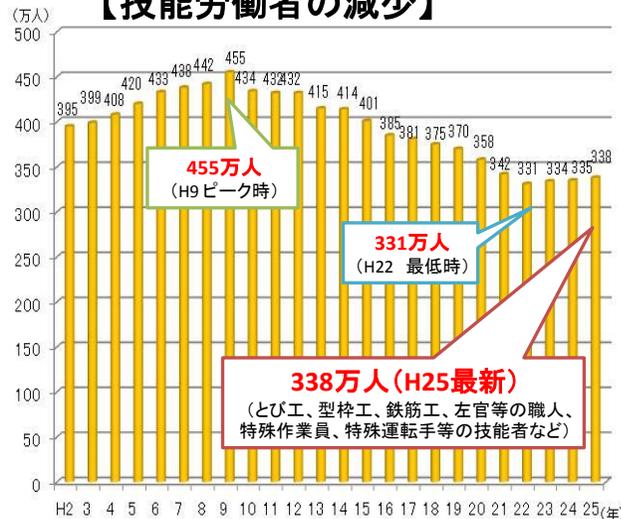
○復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に伴う一時的な建設需要の増大に対して、的確に対応していくことが必要。

○このためには、まずは、離職者の再入職など国内での確保に最大限努める考え。併せて、即戦力となり得る外国人技能実習の修了者に活躍してもらうことは、大変有効な対策。

○このため、今般、建設分野の外国人技能実習修了者に、「特定活動」の在留資格を付与して、  
①技能実習に引き続き最大2年間の在留を認めること、②帰国後の再入国により最大2年間ないし3年間の在留を認めること、③不法就労や人権問題などを懸念する声もあることから、現行の技能実習制度を上回る特別の監理体制を新たに構築すること、を内容とする2020年度までの時限的措置がとりまとめられたところ。

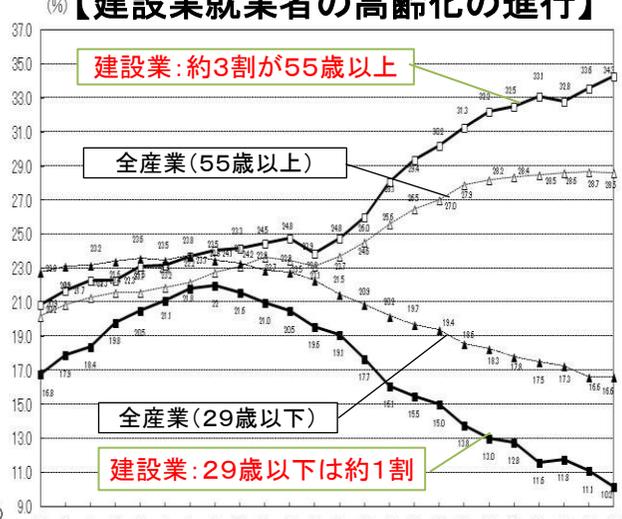
○今後、来年度初頭からの円滑な受入れに向けて、関係省庁と連携して、万全の準備をしていく。

【技能労働者の減少】



出所：総務省「労働力調査」(暦年平均)  
 (※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)

【建設業就業者の高齢化の進行】



出所：総務省「労働力調査」

国内人材確保の施策パッケージ(概要)  
 (夏頃までに更に具体化)

<国土交通省>

- 1 技能労働者の就労環境整備の強化(労務単価引上げ、社会保険未加入対策強化、入札契約制度改革、ダンピング対策強化等)
- 2 女性技能労働者の入職拡大
- 3 より効率的な生産システムの構築
- 4 教育訓練の充実強化(富士教育訓練センターの充実強化等)
- 5 中長期的な視点からの担い手確保・育成策のとりまとめ(建設産業活性化会議において本年夏頃を目途に中間とりまとめ)

連携して取組を推進

<厚生労働省>

- 1 ハローワークにおけるマッチング強化
- 2 公的職業訓練の充実
- 3 事業者や事業者団体等による取組支援の充実

# 緊急措置（特定活動）の概要

（2020年度までの時限的措置）

参考

## 技能実習の流れ



## 現行の技能実習制度

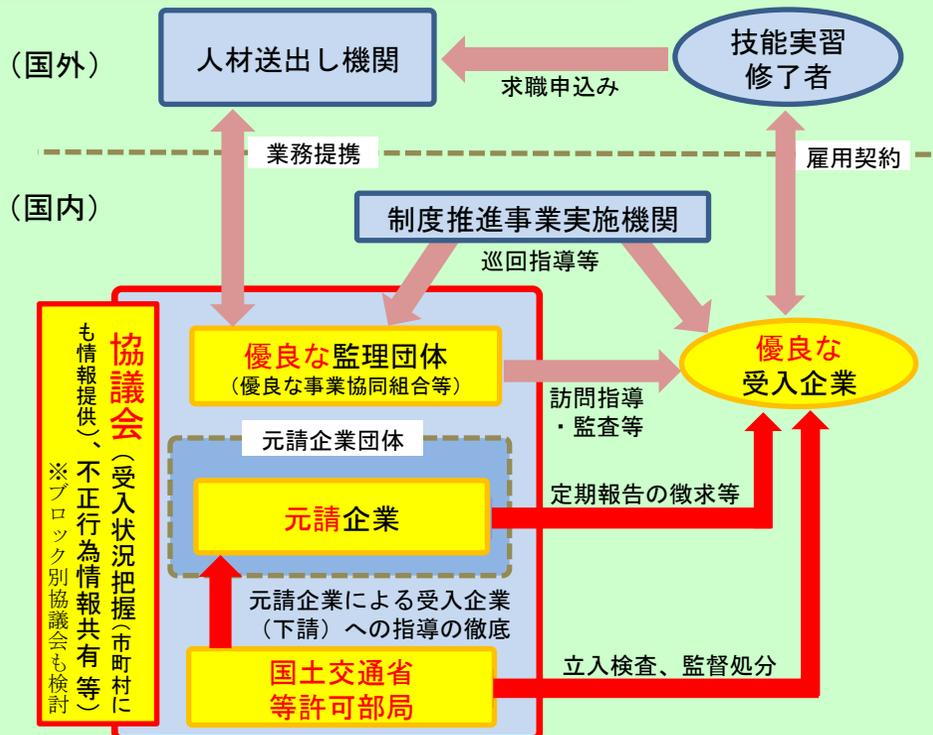


（注）上記に加え入国管理当局、労働基準当局が外国人の在留管理と受入企業等の監督等を実施

## 新たな外国人材活用の流れ



## 新たな特別の監理体制（本図は再入国の場合）



（注）上記に加え入国管理当局、労働基準当局が外国人の在留管理や受入企業等の監督等を実施